

戦後日本の教育制度改革

—6・3・3制誕生の再考—

Education System Reform in Postwar Japan :
Reconsideration of the Birth of the 6,3,3 System

三 和 義 武

MIWA Yoshitake

キーワード：CI&E、第一次米国教育使節団、日本側教育家委員会

はじめに

現在の学校教育制度は、1999年に施行された中等教育学校や2016年に施行された義務教育学校により、日本の6・3・3制の教育制度を弾力化かつ多様化の方向へと舵を切ることとなった。戦後一貫して、6・3・3制は、その制度設計に手を加えられようとしなかったが、ここに来て上述の教育制度の弾力化や4・4・4制、6・2・4制などのように、身体的・生理的な側面を考慮して、様々な制度設計が議論されるようになった。しかし、その実現には、現行の6・3・3制度の教育理念や教育内容の見直し、さらには、財政的問題や教員人事の課題も検討しなければならないため、必ずしも根本的な制度改革における議論の深まりをみせているわけではない。今後は、戦後一貫して変化しない6・3・3制度について、設立当初の教育理念やその教育内容をどのように見直し、また当初の設立理念、設立過程を再考するために、6・3・3制導入時における米国の影響を再認識することが必要となろう。ここでは、それらの問題について、先学をもとにその成立過程や変遷過程、また成立経緯などを考察していく。

本稿では、戦後教育において、どのように6・3・3制の教育制度が成立したか、また、当時占領下にあった日本において、GHQ（特にCI&E⁽¹⁾）とのかかわりやアメリカから派遣された第一次米国教育使節団⁽²⁾（以下、教育使節団という）の報告書などをもとに、それに対応するために組織された日本側教育家委員会（後の教育刷新委員会）との協議状況を含め、戦後教育制度の大転換がどのようにして行われたかを探究する。とくに、6・3・3制の学校制度において、米国による「押し付け」があったか、なかったかなどの議論もあわせて検証していく。6・3・3制の誕生や成立過程などに関する先学は、土持ゲーリー法一の『六・三制の誕生—戦後教育の原点』（1992）が存在する。ここで筆者は、戦後日本の教育改革が、日本側の主体的な所産によるものであるとの仮説をたて、6・3制度を再考している。またかれは、この仮説を立証するため、教育使節団員27名の一人であるワナメーカー（Pearl A. Wanamaker）女史が所蔵していた「ワナメーカー文書」を調査・分析するとともに、実際に女史に会って見ている。ワナメーカー文書は、戦後教育の史実を根底から覆すほどの重要な史料

であり、現在、ワシントン大学のヘンリー・スザロ図書館の公文書館に寄贈されている。これらの資料をもとに、土持は6・3制の誕生とその実施および日本側の役割などについて詳細に考察している。

しかし、史実として6・3制が日本側の所産であるという立証はできているが、管見の限り、他の有識者や当時の米国側との日本側折衝担当者の実証証言がそれほど充実しているとはいえない。そこで本稿では、他の有識者や当時の日本側折衝担当者の文献からかれらの意見も交えて、6・3制の成立過程と変遷、そして米国、日本のどちら側が6・3制の積極的導入をはかったかなどを探ってみたい。

1. 戦前・戦後の教育制度の実態

文部省百年史(1973)の戦前・戦中における学校体系図を観察すると、戦前の1919(大正8)年においては、尋常小学校が6歳から12歳までの6年間の就学期間であり、その後、変則的ではあるが、中学校が12歳から17歳までの5年間の就学期間(12歳から16歳までの4年間もある)、そして16歳から19歳までの3年間の高等学校を経て大学へと続いていく。また、尋常小学校卒業後に高等女学校、高等小学校や実業学校への進学なども可能である。戦時中の1944(昭和19)年においては、6歳から12歳まで6年間国民学校初等科に在籍したあとは、中学校が12歳から16歳までの4年間の修業期間、その後、16歳から18歳までの高等学校が2年間、そして大学へ進学することになる。あるいは、国民学校初等科のあと国民学校高等科へ進む者、また高等女学校へ進学する者や実業学校へ進学する者などがある。このように戦前・戦中は、複線化された学校体系であった。なお、国民学校は、1941(昭和16)年から1947(昭和22)年まで存在した学校であり、従来の小学校が皇国民育成の目標から国民学校に改められた。

しかし、第二次世界大戦の敗戦後、学校教育制度は大きく変化することになる。GHQからこれまでの勅令主義教育体制^③を否定され、教育基本法体制への大転換が行われると、それまでの複線化していた教育制度は、単線型の6・3・3制へ移行していくことになる(文部省1973、690-693頁)。以下では、戦後の教育制度である6・3・3制の単線型教育制度が、どのような過程を経て成立したかをみていくことにする。

戦後日本の教育制度は、GHQによる占領開始後、「日本教育制度ニ関スル管理政策」(第一指令)が発令され、軍国主義者や極端な国家主義者、占領政策に対する積極的反対者は教職から罷免された。また、「教員及び教育関係者ノ、調査、除外、認可ニ関スル件」(第二指令)では、戦犯教師の追放が行われた。さらに、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ビニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(第三指令)では、神社に関する教育も禁止された。そして、最後の第四指令では、「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル証書」において、これらの3教科の授業の中止が指示された。このような「教育の四大指令」と呼ばれる政策によって戦前の教育内容は、大きな転換をみせたのである(佐藤2004、26頁)。実質的に、戦後の教育制度成立を推進していった組織は、GHQ内の組織であるCI&E、教育使節団と日本側教育

家委員会の3組織である。ここで問題となるのが、このように強い権限を有した米国が、6・3・3制を日本に導入させようとしたのではないかということである。このことは、日本国内において以前より、現行の6・3・3制が米国からの押し付けであるという見解が存在していたことからわかる。

しかし、それを覆すかのように、実際には、教育使節団報告書（草案）においては、日本に対して6・5制にもとづいた勧告を行っていたのである。このことは、当該勧告の当事者であったワナメーカーが、6・5制（戦前の学校制度）、義務制（9ヵ年）、無償かつ共学という民主的な目的を含める教育体制の実施を提案していたと述べていることから明らかとなる（土持1992、106頁）。ここでいう6・5制とは、戦時中における日本の学校制度が国民学校初等科（6ヵ年義務制）の上に、5年制中等学校と国民学校高等科、青年学校（1936年から男子の義務教育）の複線型をなしていたため、6年の国民学校初等科と5年の中等学校を指していたと理解することができる。

安倍能成（後の文部大臣）は、高校3年制の即時復活、中学5年制復活を語っている（朝日新聞インタビュー）。6・5制は、1943年1月12日の「中学校令」（修業年限4年）以前の制度であり、山崎匡輔文部次官が、戦時特例（1946年1月30日）を改め、旧制中学校5年、旧制高校3年を復活するようCI&Eに報告したのである（この記録が「トレーナー文書」のなかのCI&E教育課の「週間報告」にみられる）。ここには、安倍文相の意向が反映していたと思われる、同年2月22日の勅令第102号「中等学校令改正等ノ件」によって「4年」を「5年」に修正し、同日6・5制が施行されたのである（翌23日、CI&E教育課は、文部省が勅令によって戦前の5年制の中学校と3年制の高等学校を復活したことを「週間報告」のなかで記録している）。いわゆる、教育使節団が来日した時に、日本は6・5制を復活・実施した直後であったといえる。また、教育使節団内の第三委員会の「報告書」においても、教育使節団は6・3制の学校制度を勧告していないのが現実であり、当時文部省が復活したばかりの戦前の6・5制学校制度を、そのまま戦後の学校制度として導入するよう教育使節団は勧告しようとしていたのである（土持1992、89-98頁）。

しかし、戦前の日本においては、ワナメーカーのいう6・5制の教育使節団報告書草案と異なり、すでに6・3・3制が学識者等の間では議論されていたのである。たとえば、阿部重孝に関しては、自らの著書である『教育改革論』（1937）によると、戦前から6・3・3制の導入を強く推し進めようとする考えを持っていたことがわかる。『教育改革論』では、学校系統改革の私案として、（1）初等教育の期間は12歳までとし、小学校をして之に当たらしめ、現在の高等小学校は之を廃止する、（2）12歳から18歳までを中等教育の期間とし、之を3年宛の前後二期に分つ。フル・タイムの中等教育に於いては、現行の中学校と実業学校との区分を撤廃して、一様に中学校とし、その課程を分化し、更に上級の学校に進む者も、又直に社会の実務に就く者も、いずれもその必要に応ずる教育が受けられるように之を組織することを原則とする、（3）中等学校の上に専門学校を置き、学科の性質に応じて、その修業年限を2

年乃至5年とし、現在の高等学校、師範学校及び高等師範学校は之を廃止する、(4) 学術研究の最高機関として、専門学校の上に大学を置き、その修業年限は之を定めない。従って、大学に卒業ということはない、(5) パート・タイムの中等教育として、小学校卒業直後に社会の実務に就く者の為に青年学校を置き、その修業年限を6年とし、之を3年宛の前後二つに分つこととすると述べていることから、阿部が6・3・3制推進者であることが明確となる(宗像・三輪編1971、20頁)。

追記すれば、東京帝国大学の教育学教授であった阿部は、戦前日本の6・3・3制論者としてよく知られている。かれは、1920年代末以降、学校教育に関する実証的研究を基礎に独自の学制改革を展開し、中等教育調査委員会、師範教育調査委員会、女子中等教育調査委員会など、文部省関係の審議会の委員を歴任した人物である。かれの著書である『教育改革論』は、1931年から1936年までに阿部が発表した学制改革論に関する諸論考を編集したもので、学制改革構想に関しては、この書の第1章第5節「学校系統改革の試案(1936年3月23日)」で詳述されている(三羽1999、38頁)。

また、後に総理大臣となる吉田茂も、次のように述べている。6・3制は、義務教育のレベルを引き上げ、男女共学など公平を期す制度である。この考えは、明治時代に菊池大麓氏あたりも研究し、昭和研究会(戦時中近衛文麿を中心に活動した組織)でも、このような機会均等を目指した計画を作った。その観点から、6・3制は、アメリカの専売特許ではないのである。また、福沢諭吉たちの考えも教育の機会均等を考えることが、国のためになるとし、明治以来、このような考えにより日本は急速に封建制度を脱して進歩したわけである。このことは、日本に6・3制風土が存在し、6・3制が米国側による押し付けという考えを暗に否定したものである(土持1992、84頁)。

このような考えの他に、6・3制日本製論のルーツには教育改革同志会⁽⁴⁾(昭和一桁時代に存在した)という有識者の組織があり、それは義務教育年限の延長や単線型の教育制度を提唱していたという。また、1937年の近衛内閣による教育審議会の設置は、この運動の反映でもあった。そして、戦後の日本側教育家委員会のメンバーには、大島正徳、城戸幡太郎、戸田貞三など教育改革同志会の会員も残っていたのである(黒羽1994、6頁)。

これらのことから、日本の土壌に6・3制を受け入れる風土が存在したことは、間違いないと思われる。戦後、日本の教育が理想とした義務教育制度の延長、公平などの概念を持ち込もうとすると、第三委員会勧告の6・5制ではこれまでの複線型の学校制度の問題を解決できず、また義務教育延長においても、6・5制を9ヶ年の義務教育にすれば、小学校6年と中等学校においてはその5年をそれぞれ3年および2年に分けなくてはならず、中等教育の一貫カリキュラムという従来の日本の教育理念に合わないことが生じる。そのため、6年の初等教育と9ヶ年の義務教育延長問題を同時に解決するには、6・3制の学校制度が最適であったとしている(土持1992、107頁)。

このように日本側において、6・3制の議論が有識者の間でなされていたが、米国側からの

教育制度や教育理念ふまえた勧告は、6・3・3制ではなく、当時の日本における敗戦後の財政状況にも適した6・5制を考えていたようである。

2. 6・3・3制の成立過程

戦後日本の教育は、戦前の教育を否定することから発したといってもよいだろう（森1969、118頁）。6・3制は、日本がポツダム宣言受諾により無条件降伏した後、米国を中心とする連合軍の占領下において、国民が虚脱と窮乏に喘いでいたころ、今後の日本の姿を平和と民主主義のもとで生きるという自らの将来や未来を6・3制に託した人々の願いや期待を担ってできあがっていったものである。しかし、これについては、教育関係者のすべてが6・3制に同意したわけではなかったが、かれらの多くは、新憲法と教育基本法にこれからの新しい日本の指導理念をこれに求めると同時に、6・3制教育を民主主義教育としてとらえ、これによって日本の新しい未来を切り開こうと考えたのである（森1969、118-119頁）。

6・3制導入については、教育使節団の来日に備えて1946年2月に組織された日本側教育家委員会の果たした役割が大きいとされている。当時、この組織の委員長であった南原繁（当時東京帝国大学総長、初代委員長は安倍能成）は、このことを生前に証言している。日本側教育家委員会は、その後、教育刷新委員会（1949年以降は審議会に改称）に改変される。また、1980年代になってからワナメーカー女史（使節団団員）の文書が発見され、（発見者は土持ゲーリー法一：当時東洋英和女学院大学教授）それによると、米国側は当初、6・5制でも9年間を義務制にすれば差し支えないとしたのだが、南原委員長の方から6・3・3・4制を提案したと記述されている（黒羽1994、6頁）。

これについて、教育使節団勧告は「下級中等学校の上に授業料は徴収せず、希望者は全員が入学できる3年制の上級中等学校を設けることを勧める」という表現を行ったが、6・3・3制を導入することを強要していないことから、この頃は、単純単線型体系がまだ決定的意見になっていなかったことが明らかとなる。しかし、この時期においては、教育刷新委員会よりも文部省の方が早く、また思い切った感があるといえる。なぜならば、1947年1月に文部省が閣議に提出した学校教育法法案をみると、高校の修業年限については、3年（ただし、特別の技能教育を施す場合および定時制の課程を置く場合には、3年を超えるものとする）としており、文部省の提言の早さがうかがえるからである（黒羽1994、7頁）。

また、GHQが、敗戦直後の日本の教育事情や新たな施設・設備を必要とし、経済的負担が大きい6・3・3制の学校制度を本当に検討していたかの問題が残る。これは、GHQが6・3制は理想的ではあるが、現実的ではないと考えていたと結論づけてもいいのではないだろうか。最終的には、教育使節団が6・5制の考えを取りやめ、6・3制を報告書で勧告したことは、日本側にとって好都合であり、6・3制についてGHQが本格的に導入の試みをしたのである。結果として、GHQは教育使節団の来日前において、6・3制の考えを持っていなかったのだろうと考えられる（土持1992、88-89頁）。もちろん、6・3・3制の新学制は、最終的

には教育使節団の勧告によって導入され、日本の実情に合うように根本的に変革したものであった。この新学制の目的は、第1に、小学校と中学校の9年間およびこれに準ずる特殊教育が義務教育制度であることを明らかにしたこと、普通教育の普及をはかり文化国家としての基礎を確立しようとしたこと、第2に、学制を単純化することで複線型をなくすこと、男女共学を行い教育の機会均等の精神を実質的に保障したこと、第3に、教育行政を地方分権化へ向かわせたこと、第4に、私立学校に対する監督を最小限度のものにとどめたこと、第5に、学校に対する監督を自由裁量的から客観的な法規監督に移行したことなどがあげられる（小松1951、78-79頁）。

さらに、ポウルズ⁽⁵⁾は、「6・3・3制の論争に関しては、日本側教育家委員会の委員のなかに6・3・3制支持派と当時の6・5・3・3制の支持派とに分かれて派閥を作っていることや南原総長自身も6・3・3制への改革に賛成している」との重要な証言をしている（土持1992、109-110頁）。

このようにみえてくると重要な役割を果たしたのは、日本側教育家委員会、とくに、南原委員長が大きな影響をもたらしたと推察できる。6・3制を答申したのは、教育刷新委員会であり、この建議にもとづき学校教育法（昭和22年法律第26号）により、6・3制が1947年度から始められた。6・3制の成立経緯をみれば、最初は文部省による「中等学校令改正」にもとづいた6・5制が6・3制になったのだろう。教育使節団は、敗戦後の日本経済を考慮し、新校舎を設置する必要のない6・5制を考案し、民主的な学校制度の改革を検討したのである。マッカーサー（連合国軍最高司令官）も、ストッダード団長⁽⁶⁾に対して、日本の経済的な問題は考えず、将来的な展望に立ち、教育的に最もふさわしい学校教育改革をするようにとのお墨付きをあたえたという。そして、ストッダード団長は、6・3制の勧告手続きをとったのである（土持1992、91・174-175頁）。

3. 米国の影響

新学制についてマスコミの論調は、現行の6・3・3制が1947年にGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の強い影響力のもとで導入されたという文脈である。いわゆる、6・3・3制は、最初から米国による勧告にあったというものである。戦前の日本の学制は、最長6年間の尋常小学校を義務教育とし、その後は、2年間の高等小学校や原則5年間の旧制中学校、高等女学校、実業学校など複数の進路に分かれる複線型学校体系だった。日本の教育制度が軍国主義を生んだと考えたGHQは、その解体を政府に働きかけ、米国の教育使節団の勧告により1947年に学校教育法が制定され、一律に6・3・3制とする単線型学校体系となった。このことは、日本国憲法と同様、いわば押し付けられた形の教育制度であった。しかし、この制度が戦後70年近く続いたことで、現在はさまざまな制度疲労が指摘されている（産経ニュース2015）。このようにマスコミは、上述した内容で報道し、6・3・3制が米国からの押し付けであったとしている。

しかし、このマスコミの論調とは裏腹に、6・3・3制はアメリカによって押し付けられた制度ではないことが、以下のことから明らかである。教育使節団の来日に先立って、1946年1月に設立された日本側教育家委員会が、米国側に6・3・3制の導入を求めた背景には、大正期から続けられていた非階層的・民主的な学校制度の導入に向けた研究の蓄積があったからである。1946年3月31日に提出・公表された「第一次米国教育使節団報告書」の3月17日時点での草稿においては、6・3・3制ではなく、6・5制による学校制度再建計画が盛り込まれた。しかし、最終的な報告書には、6・3・3制の学校制度改革が提言されており、そのことは、日本側が自ら6・3・3制を選択し、米国側へ強く申し入れた結果であるといえる。いわゆる、日本側は、戦後の学校制度として、6年制の小学校、3年制の初等中学校または中学校、3年制の上級中学校または高等学校の構想を日本側教育家委員会でもとめ、南原繁委員長をはじめとする各委員が米国側に積極的に働きかけることによって、日本人の手による6・3・3制構想をこの報告書に盛り込ませることに成功したのだった（助川2016、148頁）。

その意味では、6・3・3制が、戦後改革の過程において占領軍より押し付けられたものであるとする見解は、少なくとも教育学や歴史学の分野では払拭され始めている（三羽1999、31頁）。しかし実際には、教育使節団勧告原案における6・5・3制も6・3・3制も、単線型学校体系という点では大きな違いはないと考えられる。それでは、日本側が6・3・3制を強く望んだ理由はどうしてだろうか。第1の理由が、国民学校高等科⁷⁾や青年学校との関係であると考えられる。海後宗臣（東京大学名誉教授）の回想によれば、当時は、高等小学校と青年学校があったが、5年の中等学校の下を3年を切り取り、3ヶ年を中学校にすればよいとしている。いわゆる、新制中学校の母体としての国民学校高等科（高等小学校）と青年学校を利用する改革案が、現実的な構想として検討された。また、文部省学校教育局とCI&Eは、実地調査のため、1946年の夏から秋にかけて千葉県を調査し、その結果として、国民学校高等科と青年学校等を母体に3年制の新制中学校を設立する案を作成した。第2の理由は、義務教育年限が関係していると思われる。9ヶ年の義務教育年限の延長案もあったが、結果として、小学校6ヶ年と中等教育の前半部の3ヶ年を義務教育とすることになった。そうになると、教育使節団案の6・5制では中学校の修業年限と義務教育年限が一致しないため、6・3制になったとしている（三羽1999、53-55頁）。しかし、この6・3制も財政的には、大きな課題が存在したことが、以下の内容からも明らかとなる。

当時、文部省学校教育局庶務課長であった内藤馨三郎は、新制中学の校舎整備に関する公共事業費が1949年度予算において全額削除され、6・3制の危機が襲ったことを記している。なぜならば、この時期には、予算編成のたびに6・3制の危機が叫ばれていたためである。このことは、平和国家の基礎を築くべき6・3制が、いかに困難に直面していたかを物語るものである。6・3制発足の経緯は、軍国主義や極端な国家主義を教育内容の面から排除し、また、このような思想を持つ人々を教育界から追放することにより、新教育制度の確立を図ったことから始まる。さらに、日本側は、従来の教育制度を根本的に再検討し、教育使節団の勧告にも

とづき審議することにより、教育の機会均等の保障、心身発達の段階に応じた適切な教育を施し、最も進歩した民衆的な教育制度として、平和国家、文化国家を再建することの決意を中外に示そうとしたのである（内藤1949、12頁）。

また、内藤によると、GHQ内には、8・3制（小学校8年プラス中等学校3年）という考えも存在したと語っている。さらに、実際に米国で実施されている8・4制という考えもあった。日本側にとって、6・3・3制にすることは、中学校舎を新築しなければならないが、8・3・4制であれば国民学校と旧制中学の建物をそのまま使えるので、財政的にもこの方が日本の実情に適しているとしたが、教育使節団の議論によって、日本を戦争へと導いたエリート養成の複線型学校体系から、民主的な6・3・3制の単線型学校体系に転換することが平和国家を築く上でも重要であったという観点から、8・3・4制は採用されなかった。同様の理由により、旧制高校も廃止された。この他に、男女共学にすることも教育使節団は強硬だったと証言している。日本側教育家委員会委員長であった南原繁は、戦後教育改革について、対談のなかで以下のように話している。

私（南原）は、終戦の年の暮れに教育使節団が来ることを知った。文部省は、その来日に備えて、米国の教育使節団と協議や話し合いをするため、日本側にも教育家委員会を作った。当時の文部大臣は安倍能成であり、次官は山崎匡輔だったと思う。日本側の委員は、アメリカの団員に対応するだけの数で28人か29人くらいだった。日本側の委員任命の事情について、私は全く知らなかったが、GHQに民間情報教育局（CI&E）があり、この組織が中心となり動いていた。日本側教育家委員会の委員長には、互選の結果、私が就任した。また、教育改革については、その当時、日本側教育家委員会の建議のなかですでに6・3制が盛り込まれていたのである。それを建議書という形で、当時の文部大臣は、教育使節団の委員長であるスタッグード博士に提出した。ここで主張すべきことは、世間も誤解が生じているように、憲法が米国主導で成立し、ある意味、原文を向こうで作りを日本政府に示して、その原文を翻訳したというような手続きもあった。そのため、教育についてもそのような過程を経たと思うかもしれないが、その事情は憲法と全く違うのである。それでは、どうして我々の委員会がアメリカ的制度を多分に取り入れて作ったかという、決して我々の委員会だけで一夜づくりに作ったわけではないのである。日本において、6・3制のような教育改革案は、大正時代からあったのである。一番古いのは、大正時代に我々の先輩の東大総長である菊池大麓博士が、教育改革案を作っている。それから、1934（昭和9）年に「日本工学会」という団体の案がある。1937（昭和12）年には、近衛文麿が中心になった民間の「教育改革同志会」の案が出ている。この三団体の方向性は、① 従来あった旧制の高等学校を廃止すること、② 大学と専門学校の区別を廃止すること、この二つが根幹であった。私は、日本の敗戦により、教育の根本改革をしようという場合には、この考えを採用すべきと考えた。教育家委員会での案に反対したのは一人か二人で、皆ほとんど一致して日本側の意見としてこの案を提出したのである（寺崎2001a、176-178頁）。

また、当時文部事務次官であった日高第四郎は、「従来は国民学校、中学校、高等学校、大学と所謂正統学校体系の外に、国民学校及国民学校高等科或は青年学校という他の学校系統もありました。後の方は青年学校で行き詰まりとなっており、この方面へ出る生徒は国民学校初等科卒業者の七割五分以上を占めているにも拘わらず彼等にはたとえ能力があつても進学する機会が与えられず、学問を続けることが困難でありました。ここに人格平等、教育の機会均等の立場から見て深刻な批判を受けるに備する旧制度の弱点があつたわけであります。これを克服は正せんが為に六・三・三・四という一元的系統を立て、能力に応じて教育を受けうる様教育の機会均等を狙ったのが新学制であり、六・三制はその基礎工事であります。」と述べている（日高1954、27頁）。

さらに、『高等小学校の研究』（1926）などを著した野口援太郎と並んで米国の6・3・3制を参考にした改革案を提唱した研究者として、川本宇之介をあげることができる。川本は、1926年3月に『都市教育の研究』を著し、また同年2月から7月にかけて、「米国に於ける中等教育の改造と発展一本邦学制改善に関する参考資料並に卑見」と題する論文を『帝国教育』誌上に発表し、日本の学校制度を米国の6・3・3制を参考にして改革することを提案している（三羽1999、35頁）。ここでいう「高等学校」の修業年限に関しては、この文書では明示されていないが、教育使節団団員のワナメーカーの旧蔵文書の原文の行間に3 yearという書き込みがある。推測であるが、それは3年制を想起していたのではないかと考えられる。したがって、ここでいう「高等学校」は、学校段階上は旧制高等学校と同じ位置にあり、現在（大学に教養部が存在した時期）でいえば大学の前半（教養部）を含む段階となる（三羽1999、51頁）。

4. 米国の学校制度

米国では、もともと、ヨーロッパの影響を受けた小学校8年、ハイスクール4年という学校制度が一般的に存在していた。しかし、20世紀前半になって、米国では小学校6年、ハイスクール6年という制度へと修業年限の改編が進み、さらに、6年のハイスクールを前半と後半の二つに分ける改革が進められた。いわゆる、「ジュニア・ハイスクール設立運動」である。このような学校教育制度のなかで、これまでの制度は8・4 planと呼ばれ、それに対し新たな制度は、6・6 planもしくは6・3・3 planと呼び、教育界ではそれらの得失が議論されたのである。6年制の小学校終了後にハイスクールに接続する構想は、初等教育から高等教育への接続を円滑にし、高等教育進学までにドロップアウトする生徒の減少を図ることを目的として出発している。いいかえれば、中等教育の始期を2年早めることが、中等教育の機会均等と大衆の普及の条件となることが意識されたのである（三羽1999、4-5頁）。戦中当時の米国のハイスクールは、小学校8ヶ年の上に4ヶ年のハイスクールの課程があった。しかし、この十数年間で学校制度は、小学校の高学年とハイスクールの低学年とを合わせて通常3ヶ年のジュニア・ハイスクールとなり、シニア・ハイスクールを3ヶ年とすることで、いわゆる6・3・3の学校制度の組織体制に変化しつつあった（助川2016、149頁）。

しかし、当時は6・3・3制の導入について各州によって違いはあったが、以前は、多くの学校が8・4制をとっていたのである。その米国の教育制度を6・3制にすることを検証するために、実験的に日本に6・3制を導入するという考えもあった。しかし、このことは全く違うといわざるをえない。換言すれば、米国が「日本の学校制度をテスト台にする」ということは、まったく当たらないのである。なぜならば、米国では、この6・3制を今世紀の初めから問題として取り上げ、1920年までにかなり多くの地方で6・3・3・4制による学校制度を行ってきているからである。したがって、米国の教育界では、6・3制を少なくとも30数年前に行い、その実績をあげてきている、いわば古くなった学校制度ということが出来る（土持1990、79頁）。

おわりに

これまでみてきたように、6・3・3制の成立過程、変遷や制度内容を観察すると、日本側には戦前から6・5制を否定し、6・3・3制を肯定する考えが大正期から存在していた様子がうかがえる。一般に、6・3・3制が米国から押し付けられた学校制度であるといわれる理由は、教育使節団の報告書が最終的に6・3・3制の勧告であったことが大きく影響しているのだろう。しかし、その過程にはCI&E、教育刷新委員会、教育使節団の協議のなかで最終的に、6・3・3制を教育使節団が勧告する結果となったことが明らかとなった。

また、日本国内では、戦前から6・3制の議論が存在し、その方向に向けて多くの識者や機関が始動し始めていたことも明確化され、6・3・3制が米国による押し付けや強制されたものではなく、日本自らの意思により6・3・3制の新学制制度が生まれたことも明らかとなった。この6・3・3制の新制度の教育理念やその性格をみると、新制度は個性や地方分権を強調するものであったが、実際には、中央政府の主導のもとで画一的に行われた点もある。たとえば、米国においては6・3制以外にさまざまな学校体系があるのに対し、日本では、6・3・3制一本に統一されたことがその一つで、そこには個性の尊重や地方の柔軟性は感じられない。さらに、財政面からいえば、地方が中央政府に対して依存度を増したことである。すなわち、6・3・3制の新学制は、義務教育を延長することによって、高等学校と大学の門戸を大きく進展させようとするものであったが、実際には、戦後の日本はその財政的裏づけを持つことができない状況にあり、とくに、地方財政は著しく逼迫し、保守・革新のいずれもが国庫負担の増額を要求していたのが現実である（森1969、119-120頁）。このように財政面でも6・3・3制は、大きく実現の困難性を伴っていたのである。

しかし、財政面における当時の実態は、オア（CI&E教育課長）によれば、経済科学局（GHQ内）の権限が非常に強く、CI&E教育課と文部省の意見や大蔵省の承認があっても、それらの全計画が経済科学局によって拒否されることが幾度もあったという。いわば、最終決定は、経済科学局にあり、CI&Eは教育予算に関して何の決定権もなかったのである（土持1992、178-180頁）。このような状況であったが、6・3・3制の実施は、日本側が積極的に行ったもので

あり、まさしく日本側の主体的所産であったということができるのである（土持1992、186頁）。

なお、先学においては、6・3制（義務教育）、6・3・3制（教育使節団勧告の学校制度）、また6・3・3・4制（教育刷新委員会答申、現行の学校制度）として研究されているケースが多々みられるが、義務教育の範疇での改編か、旧制高等学校を含むか、また大学を含めて教育制度を考えるかで変わってくる。本稿では、義務教育を中心に考察してきたが、旧制高等学校も意識しながらの探究となった。

本稿での考察によって、6・3・3制が日本側の積極的意思により導入されたことが明らかとなったが、さらなる課題として、6・3制の義務教育のあとの旧制高等学校（3年）が、どのように大学の一部（教養部）に改編されていったかなどが明らかにできなかった。今後の課題として、旧制高等学校についても、なぜ、だれの意図により旧制高等学校が廃止され、どのように大学の一部へと移行したかを探っていきたい。

【注】

- (1) 総司令部内にあった民間情報教育局（Civil Information and Education Section）のこと。教育課長は、マーク・オアであった（大崎1999、21頁）。
- (2) 連合国軍総司令官が合衆国陸軍省に対し、日本の教育に関する諸問題について司令部および日本の教育者に助言し、かつこれと協議するために派遣した27名からなる米国の教育者グループ（村井2010、15頁）。
- (3) 戦前、教育に関する国の定めは、天皇大権に属する独立命令たる勅令によることとされてきたが、戦後、国民主権の思想に立つ新憲法の制定により、教育に関する定めは憲法の理念およびその規定にもとづき法律によって定められることとなった（文部省1947、691頁）。
- (4) 当時、右派から左派まで幅広い期待が寄せられ、3回にわたって首相を務めた近衛文麿の私的政策研究組織であり、昭和研究会の別機動隊でもある（大崎1999、38頁）。
- (5) ゴードン・T・ボウルズ（Gordon T. Bowles）。国務省東洋課長であり、文化人類学者である（村井2010、142頁）。
- (6) 第一次米国教育使節団団長。イリノイ州立大学名誉総長かつニューヨーク州教育長官であった（佐藤2004、27頁）。
- (7) 昭和16（1941）年3月1日、教育審議会の「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」の答申にもとづいて、小学校令を改正して「国民学校令」を公布した（文部省1973、572頁）。小学校が皇国民育成の目標から国民学校に改められたことは、審議会による教育改革の性格を確認させるのに役立った。この国民学校は、初等科6年、高等科2年とし、8ヵ年を義務教育とすることになった（文部省1973、552頁）。

【引用・参考文献】

- ・小松五郎、1951、「六・三制存廢の岐路に立つ—教育制度改革の当面の問題」『東邦經濟』12（9）。
- ・熊谷一乗、2007、『現代教育制度論』学文社。
- ・黒羽亮一、1994、「6・3制の原点・歴史の検証」『家庭科学』Vol.61 No. 3、日本女子社会教育会家庭科学研究所。
- ・日高第四郎、1954、『教育改革への道』洋々社。
- ・文部省、1973、『学制百年史（記述編、資料編共）』帝国地方行政学会。
- ・森 昭、1969、「六・三制教育改革の方向」（特集戦後の決算）『自由』11（3）。
- ・宗像誠也・三輪定宣、1971、『教育制度論』阿部重孝、世界教育学選集59、教育改革論、明治図書出版。
- ・村井 実、2010、『アメリカ教育使節団報告書』講談社。
- ・内藤譽三郎、1949、「六三制危機の対策」『教育公論』4（6）、明治図書出版。
- ・西澤潤一監修・小林正編著、2006、『教育制度の再生』日本の教育改革をどう構想するか 民間教育臨調の提言4、学事出版。
- ・新田照夫、1996、『六・三制と大学改革』大学教育出版。
- ・大崎 仁、1999、『大学改革1945～1999』有斐閣。
- ・斎藤友美枝・羽田貴史、1990、「戦後教育改革期における学校観の一断面—6・3制成立期の帝国議会請願を素材に—」『福島大学教育実践研究紀要』（17）、福島大学。
- ・産経ニュース、「【日本の議論】GHQ“押し付けの6・3・3制”が変わる？『小中一貫教育』制度化へ、教育再生は今年が正念場」2015年1月17日付。
<https://www.sankei.com/smp/premium> (accessed 2018/11/3)
- ・三羽光彦、1989a、「戦後日本の6・3・3制成立経緯に関する研究（1）—文部省内の準備研究について—」『岐阜経済大学論集』22（4）、岐阜経済大学。
- ・三羽光彦、1989b、「戦後日本の6・3・3制成立経緯に関する研究（2）—新学校制度実施準備の案内—」の作成過程を中心に—、『岐阜経済大学論集』23（1）、岐阜経済大学。
- ・三羽光彦、1999、『六・三・三制の成立』岐阜経済大学研究叢書9、法律文化社。
- ・助川晃洋、2016、「6・3・3制の理念とその成立経緯—為政者の戦後教育史認識を乗り越えるために—」『教育学論叢』（33）、国土館大学教育学会。
- ・佐藤順一編、2004、『現代教育制度』学文社。
- ・寺崎昌男編、2001a、『南原繁 教育改革・大学改革論集』日本現代教育基本文献叢書 戦後教育改革構想 II期17、日本図書センター。
- ・寺崎昌男編、2001b、『日本の教育政策』日本現代教育基本文献叢書 戦後教育改革構想 II期19、日本図書センター。
- ・土持ゲーリー法一、1992、『六・三制教育の誕生—戦後教育の原点』悠思社。

- ・土屋基規編著、2011、『現代教育制度論』ミネルヴァ書房。